

ジュニア・スクール認定条件

1. 生徒は16歳未満を対象とする。
2. 指導員は、本連盟のインストラクター資格を所持する者。
3. 指導員は、ジュニア・スクール指導員講習会を受講すること。
(開校後に受講してもよい)
4. 本連盟の指定カリキュラムを参考にすること。
5. 受講料は無料または有料とする。
(金額は地域の実情を考慮して、各スクールで決定してください。)
6. 本連盟事務局に、開校の申請を行うこと。(本連盟より、スクールが所属する都道府県連盟へ情報を共有しますので、ご了承ください。)
7. 本連盟事務局に、年度終了時に必ず「終了報告書 兼 補助金申請書」並びに「出席者名簿」を提出すること。

以上

2021年1月改訂

公益財団法人 日本ボールルームダンス連盟